

# 令和8年度チャレンジふくしま県民運動推進事業業務委託 公募型プロポーザル仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、チャレンジふくしま県民運動推進協議会（以下「協議会」という。）が発注を予定している「令和8年度チャレンジふくしま県民運動推進事業」業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上、別途作成する。

## 2 事業目的

福島県民（以下「県民」という。）は、メタボリックシンドローム該当者の割合や喫煙率、がん死亡率など、健康指標が全国的に低位で推移しており、その改善が重要な課題となっている。一方で、これまでの取組により、食塩摂取量や野菜摂取量、歩数など一部の指標には改善が見られるものの、健康づくりを実践していない層や関心の低い層へのアプローチ、県民運動の認知度向上が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、協議会では、「健康」をテーマに、「食」「運動」「社会参加」を3つの柱とした県民運動を展開し、無関心層を含めた幅広い県民の参加を促進するとともに、「発信」「魅力」「連携」を強化しながら、県民一人一人が楽しみながら実践できる取組を推進する。

本事業では、「ふくしまアートウォーキング」による気軽に取り組める健康づくりの実践機会の提供に加え、気軽に楽しみながら参加できる運動イベントの実施や、各種媒体を活用した効果的な情報発信を行うことにより、幅広い世代の参加と行動変容を促進する。これらの取組を通じて、交流や社会参加を促し、「人も地域も笑顔で元気なふくしま」の実現につなげることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 事業概要

本県の健康指標の厳しい状況が継続していることから、これまでチャレンジふくしま県民運動が行ってきた「食」「運動」「社会参加」を3本柱とした健康づくりの機運醸成に加え、健康無関心層を主なターゲットとし、健康づくりのきっかけや機会を提供する。

健康無関心層へのアプローチとして、健康づくりへの「意識改革」と「行動変容」の2つの方針に基づいて実施するとともに、各年代のライフスタイルや興味関心に応じた、以下の3事業を実施する。

### (1) 多様な主体と連携した健康チャレンジ事業（想定ターゲット：20～40代）

子どもをフックにして、大人も健康づくりに積極的に関わってもらい、気軽に無理なく楽しく取り組める運動の実践を促す。

### (2) 「ふくしまアートウォーキング」の推進（想定ターゲット：50～60代）

県内各地の「ふくしまアート（＝地域のたから）」を楽しみながら歩いて巡ることで、気軽に無理なく心身の健康づくりを進めるとともに、イベントへの参加等を通して県民の社会参加や交流を促す「ふくしまアートウォーキング」の取組を推進する。

(3) 県民運動ポータルサイト等を活用した情報発信

(想定ターゲット：全世代（SNSによる情報発信は若年層向け）)

協議会、県、市町村及び民間団体が主催するウォーキング大会、健康教室、生涯学習講座等の「県民運動イベント」を県民運動ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という）に掲載し、県民に周知するほか、新たな「ふくしま健民アプリ」（県健康づくり推進課）との連携を図る。

また、ポータルサイトについて、内容の見直しや再整理により県民運動の取組の見える化を図るほか、県民運動のさらなる認知度向上のため、SNSを活用して若年層をはじめ幅広い世代への情報発信を強化する。

## 5 委託業務内容

本委託業務における提案内容は以下のとおりとし、プロポーザル参加者にあつては、コスト及び県民への波及効果、協議会や福島県の関係各課が実施する他事業等との連携、健康やスポーツ、芸術文化、地域づくり等に関わる各種団体等との連携に留意した上で、自由なアイデアを踏まえた提案を行うこと。

### (1) 共通事項

- ・受託者は、当該事業の企画、準備、運営から実績報告まで全ての業務を行うものとする。ただし、協議会事務局（以下、「事務局」という。）が特に指定した場合を除く。
- ・業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、全て受託者が負担する。
- ・委託事業の実施に伴う著作権は、全て協議会に帰属するものとする。
- ・その他、疑義が生じた場合は、その都度事務局と協議する。

### (2) 多様な主体と連携した健康チャレンジ事業

県内プロスポーツチーム5団体や健康づくり・スポーツ関係団体等と連携し、プロスポーツチームのホームゲームや、子ども向けスクール・運動教室などの場を活用して、親子で参加できる運動イベントや、大人向けの健康・運動講座などを実施する。

ア 県内プロスポーツチームのホームゲームなどにおいて、親子で一緒に参加できる運動イベントを実施すること（2回程度）。

イ 県内プロスポーツチームのスクールや運動教室などで、大人向け（一般の方や子どもを送迎をする保護者等）に運動教室を実施すること（5回程度）。

※内容（想定）：ストレッチ、ヨガ、筋トレなど、気軽に無理なく日常に取り入れられる体操や運動

ウ 県内の総合型地域スポーツクラブ44団体や協議会構成員等と連携し、親子で一緒に参加できる運動イベントを実施すること（5回程度）

エ ア～ウのイベント等で、参加者に対してアンケートを実施すること。

オ 令和8年度第1回総会に付随したキックオフ企画として、スポーツ関係団体等と連携した内容での実施を検討・提案すること。

### (3) 「ふくしまアートウォーキング」の推進

アートウォーキング体験企画、気軽に実践できる運動ブース、伝統文化体験ブース等を設けたアートウォーキングPRイベントを実施する。

ア 県民にふくしまアートウォーキングをより効果的にPRし、実践を促す参加型イベントを、県内で1回企画、運営すること。

イ 参加人数は300人以上を想定する。

ウ 開催時期は秋季以降とする。なお、雨天時の企画についても検討・提案すること。

エ 著名人やインフルエンサーなど、広報効果の高い人材の起用を検討するなど、PR効果の高い手法を積極的に取り入れ、ふくしまアートウォーキングが広く認知されるよう効果的な展開を図ること。

オ 協議会のスポーツ分野の団体（県内プロスポーツチーム、福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、福島県レクリエーション協会など）と連携しながらイベントを実施すること。

カ 文化振興課（県政150周年記念事業）、健康づくり推進課（新ふくしま健民アプリ）をはじめ、庁内関係課の各種取組とも連携の上、イベントを実施すること。

キ 参加者に対してアンケートを実施すること。

### (4) ポータルサイト等を活用した情報発信

ア ポータルサイト運用保守業務

- ・本ウェブサイト用のレンタルサーバーに関する年間使用契約を行う。
- ・システム及び機器に関して、常に最新のセキュリティ対策を講じる。
- ・安定したサービスの提供を実現するため、常に最適かつ正常な状態で維持、管理を行い、障害発生時の回復措置方法や迅速な復旧作業を遂行するための万全な運用体制・セキュリティ対策を確保する。
- ・各種ログについて適切に保存管理し、不正アクセス及びサーバーエラー等に関する調査を行う。
- ・不正アクセス及びサーバーエラー等による異常、障害が発生した場合、速やかに委託者に報告のうえ復旧作業を実施し、作業報告書を提出するとともに、原因を分析し、同様の異常・障害が発生しないよう是正措置・予防措置を講じる。
- ・本ウェブサイトの掲載データ等について、毎月1回バックアップを行う。
- ・本ウェブサイトのアクセス数の集計及びアクセスログの解析を行う。  
なお、契約期間中は1か月単位で上記の作業を行い、前月分の作業結果を翌月15日までに委託者に報告するものとする。
- ・現行のウェブサイトを継続して使用することとし、現行サイトの制作会社からデータ等の引継ぎを受けること。

イ ポータルサイト各種情報の追加・修正・削除業務

- ・委託者の指示に基づき、随時、既存掲載情報に関する修正及び削除、追加等更新作業を行う。
- ・委託者の指示に基づき、随時、新着情報、新規バナーリンク等の掲載作業を行う。
- ・委託者の指示に基づき、新規コンテンツの追加等を行う。  
なお、追加するコンテンツのページ数については別途協議するものとする。

- ・情報の追加・修正にあたっては、スマートフォン版サイトも併せて修正を行う。
- ・「チャレンジふくしま県民運動」のさらなる理解促進と普及を図るため、本ウェブサイト内の情報更新や拡充を行うこと。また、ふくしまアートウォーキングをはじめとする県民運動事業の情報発信及びデータ蓄積を行うとともに、事業終了後も有効活用できるようデータベース化を行うこと。

#### ウ 県民運動イベント情報の収集・発信等

##### ①新ふくしま健民アプリポイント対象事業の収集

- ・県民運動に資するイベント情報を収集し、新ふくしま健民アプリのポイント対象となる県民運動イベントとして本ウェブサイトに掲載を行うための、連絡調整・交渉等を行う。
- ・交渉等にあたるため、必要に応じて県民運動及び新ふくしま健民アプリについて適切な説明を記載したPR資料を作成する。
- ・年間800件を目標として県民運動イベントを確保する。
- ・交渉にあたっては、イベントリストを毎月1回作成し、委託者の了解を得て行う。
- ・連絡調整等においては、県民運動に関する説明を適切に実施する。
- ・交渉等にあたっては、イベントのチラシ等へ県民運動のロゴの使用を原則として依頼する。

##### ②情報発信業務

年間300件を目標に、イベント主催者等からイベントレポートを収集し、本ウェブサイトに掲載する。

##### ③県民運動広報ツールの発送・回収等

- ・県民運動イベントへの県民運動広報ツールの発送及び回収を行う。
- ・広報ツールの発送・保管状況を把握し、適正な保管・管理を行う。
- ・年間750件を目標として実施する。

#### エ 県民運動各種事業の情報発信

- ・協議会のSNSアカウント（Instagram、TikTok）を活用し、県民運動に関する情報（ふくしまアートウォーキング等）を定期的に発信すること。
- ・上記のほか、テレビ、新聞、雑誌等、さまざまな媒体から効果的なものを複数選定して実施するとともに、必要に応じて、各種資材（パンフレット、チラシ、ポスター、動画等）を制作する等、効果的な手法を企画提案すること。

#### オ チャレンジふくしま県民運動ロゴ利用拡大

- ・現行ロゴの使用規程を制定すること。
- ・県民運動ロゴ利用拡大のための広報資材を提案・作成すること。

#### カ「ふくしまアートウォーキング」冊子保管・発送業務

- ・冊子の在庫を保管するとともに、配布希望施設100箇所程度に発送を行う。
- ・冊子の発送・保管状況を把握し、適正な保管・管理を行う。

## 6 提出書類

### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・運用保守体制表（ポータルサイト運用保守業務関係）
- ・緊急連絡窓口一覧（ポータルサイト運用保守業務関係）

(2) 都度提出するもの

- ・打合せ議事録（打合せごと）
- ・障害管理表（ポータルサイト運用保守業務、障害発生ごと）
- ・アクセス件数・問い合わせ件数集計結果、アクセスログ解析結果（月ごと及び年間分）
- ・作業結果報告書（年間分）

(3) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・実績報告書  
紙媒体（1部）及びデータにて提出（データによる提出は、CD-Rやメールでの提出など、事務局で確認できる形式とする。）
- ・各種制作資材等（資材等を制作した場合のみ。数量は事務局の指示による。）
- ・県民運動イベント一覧表（県民運動イベント情報の収集・発信等業務関係）
- ・広報ツール発送記録表（県民運動イベント情報の収集・発信等業務関係）
- ・取材記録（県民運動イベント情報の収集・発信等業務関係）
- ・その他事務局が必要と認めるもの。

## 7 費用負担

委託業務において必要なソフトウェア及び機器は、受託者の負担で整備する。

## 8 その他

- (1) 本業務におけるセキュリティ要件については、「情報セキュリティ関連特記仕様書」によるものとする。
- (2) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき業務等を適正かつ円滑に実施するため、委託者と常に密接な連絡を取り、十分な打ち合わせを行う。
- (3) 実績により金額が変動する事項は、当初の予定数量を上限とし、検査により金額を確定するものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者双方が誠意をもって協議し、法令を厳守のうえ実施する。

# 情報セキュリティ関連特記仕様書

## 目次

- 第1章 アカウント関係
- 第2章 物理的対策関連
- 第3章 ネットワーク関連
- 第4章 サイバー攻撃対策
- 第5章 障害対策
- 第6章 検出、事故対応
- 第7章 その他契約事項

本特記仕様書は、「令和8年度チャレンジふくしま県民運動推進事業業務委託公募型プロポーザル仕様書」に加え、追加で求めるセキュリティ要件を記載するものである。受注者は本書に従わなくてはならない。

### 第1章 アカウント関係

#### (1) ID共有の禁止

情報セキュリティ事案発生時に操作者を特定できるようにするため、1利用者につき1アカウント発行するものとし、アカウントの共有は行わない。

#### (2) 管理者用のIDの共有禁止

情報セキュリティ事案発生時に操作者を特定できるようにするため、1管理者につき1アカウント発行するものとし、アカウントの共有は行わない。

#### (3) 管理用接続の自動タイムアウト

自動ログアウトを有効にしないが、ログインしたままの端末を放置し、担当者以外が操作することを防ぐため、管理用のアカウントによる接続は、利用後、10分以内に手動で切断する。

#### (4) パスワードの強制変更

管理用アカウントのパスワードの強制変更は有効にしないが、パスワード漏洩に備え運用上、管理者用アカウントのパスワードは、6ヶ月毎に変更する。

#### (5) パスワードの文字数制限、単語制限

管理用のアカウントのパスワードの最低文字数設定は有効にしないが、弱いパスワードを用いることを防ぐため運用上、管理者用パスワードは8文字以上として運用を行う。

#### (6) サーバーに保存されたパスワードの暗号化等

アカウントのパスワードを知られた場合であっても、他のシステムパスワードを推測できないようにするための運用上の回避策を行う。(詳細：パスワードは利用者で複雑なものを指定する。)

### 第2章 物理的対策関連

#### (1) サーバー多重化

- その他のサーバー多重化（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）
- (2) データ多重化
  - その他のデータ多重化（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）
- (3) 予備電源
  - その他の停電対策（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）
- (4) 雷対策
  - その他の雷対策（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）
- (5) 転倒防止
  - その他の転倒防止策（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）
- (6) 盗難防止
  - その他の盗難防止策（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）
- (7) 断線防止、引っ掛け防止
  - その他の断線防止策、引っ掛け防止策（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）
- (8) 火災対策
  - その他の火災防止策（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）
- (9) 水害対策
  - その他の水害防止策（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）
- (10) 埃対策
  - その他の埃対策（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）
- (11) 異常温度湿度、静電気対策
  - その他の異常温度湿度、静電気防止策（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）
- (12) 漏水対策
  - その他の漏水対策（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）
- (13) 入室制限
  - その他の入室制限策（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）
- (14) 入退室管理
  - その他の入退室管理（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）
- (15) 定期保守
  - その他の保守（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）

### 第3章 ネットワーク関連

- (1) アクセス制御
  - S S L又はV P Nの使用
- (2) 外部のネットワークと接続時の認証方法
  - 利用者のI D及びパスワード認証による。
- (3) 機密性の低いネットワークの使用
  - 機密性の低いネットワークは使用しない。
- (4) プロトコル制限
  - ファイアウォールによる。
- (5) 外部のネットワークと接続時の回線の選択

情報通信ネットワークシステム（県の行政用ネットワーク）を使用しない部分は、専用線とする。

(6) 外部ネットワーク由来の業務への影響

接続した外部ネットワークの瑕疵等により県の情報資産の漏洩、破壊、改ざん又はシステムの停止等による業務への影響が生じた場合、原因について調査を行い、再発防止の対策を行うものとする。

#### 第4章 サイバー攻撃対策

(1) 不正データの入出力の除外

入出力されるデータについて、範囲及び妥当性をチェックし、不正な文字列等の入出力を除去すること。

(2) ウイルス対策の実施

その他のウイルス対策（使用するレンタルサーバーの対策仕様による）

(3) ウイルス対策ソフトのパターンアップデート間隔

使用するレンタルサーバーの対策仕様による。

(4) Webコンテンツ運用時の改ざんチェック

Webサーバーの運用時に、「安全なウェブサイトの作り方」改訂第6版 別冊：「ウェブ健康診断仕様」に準拠した脆弱性のチェックを行う。

(5) 脆弱性又は改ざん等のチェックの間隔

脆弱性のチェックについて、年に1回実施する。

(7) システムの設定ファイルの改ざんチェック

システムの設定ファイルの改ざんチェックのため、半年に1度目視チェックを行う。

(8) 脆弱性対応パッチ情報の取得

使用するレンタルサーバーの対策仕様による。

(9) 脆弱性対応パッチの適用

使用するレンタルサーバーの対策仕様による。

#### 第5章 障害対策

(1) データベースのバックアップ

データベースのバックアップは1世代以上とする。

(2) データベースのバックアップの間隔

データベースのバックアップは月1回行う。

(3) データ領域（データベース以外）のバックアップ

データ領域（データベース以外）のバックアップは1世代以上とする。

(4) データ領域（データベース以外）のバックアップの間隔

データ領域（データベース以外）のバックアップは月1回行う。

(5) システム領域のバックアップ

システム領域のバックアップは1世代以上とする。

(6) システム領域のバックアップの間隔

システム領域のバックアップは月1回行う。

(7) ログのバックアップ

ログのバックアップは月に一度行うものとする。その際圧縮するものとする。

(8) 死活確認

担当者が、随時サービスにアクセスし目視確認する。

## 第6章 検出、事故対応

(1) アクセス記録の取得

Webサーバーの標準のアクセス記録 (combined フォーマット) をログに取得すること。

(2) ログの分析

情報システムへの不正アクセスが疑われる場合、ログの分析を行い、ログの中から異常なパターンを取得し、解説を付し報告すること。

(3) 時刻の同期

インターネット上のNTPサーバーにより継続的に時刻同期を行うこと。

## 第7章 その他の契約事項

(1) 外部委託における契約項目

- ア 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守
- イ 委託先の責任者、委託内容、作業員及び作業場所の特定
- ウ 提供されるサービスレベルの保証
- エ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
- オ 業務上知り得た情報の守秘義務
- カ 再委託に関する制限事項の遵守
- キ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- ク 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定 (損害賠償等)